



福岡医発第 3312 号 (地)
令和 2 年 3 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険施設等に対する
指導監督の延期等の対応および介護報酬等に係る審査委員会の審査決定について

新型コロナウイルス感染症への対応のため、今般、厚生労働省より各都道府県等行政宛てに、介護保険施設等に対する指導監督および介護報酬等に係る審査委員会に関する事務連絡が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

介護保険施設等に対する指導監督につきましては、法人の状況等も踏まえ、本年 3 月中の实地指導および集団指導については延期等の対応を検討していただくよう記載されております。

また、介護報酬等に係る審査委員会につきましては、介護給付費等審査委員会の開催が困難な場合には、介護保険法施行規則第164条の規定にかかわらず、必要に応じて委員の定数の半数に満たない出席により審査決定をすることや、審査委員会会長の一任により審査決定をすることもやむを得ない旨が記載されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 介護保険施設等に対する指導監督の延期等の対応について
(令 2. 3. 10 事務連絡 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室)
- 新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について
(令 2. 3. 10 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保険課)

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 190)
令和 2 年 3 月 13 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険施設等に対する
指導監督の延期等の対応および介護報酬等に係る審査委員会の
審査決定について

新型コロナウイルス感染症への対応のため、今般、厚生労働省より各都道府県等行政宛てに、介護保険施設等に対する指導監督および介護報酬等に係る審査委員会に関する事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

介護保険施設等に対する指導監督につきましては、法人の状況等も踏まえ、本年 3 月中の实地指導および集団指導については延期等の対応を検討していただくよう記載されております。

また、介護報酬等に係る審査委員会につきましては、介護給付費等審査委員会の開催が困難な場合には、介護保険法施行規則第 164 条の規定にかかわらず、必要に応じて委員の定数の半数に満たない出席により審査決定をすることや、審査委員会会長の一任により審査決定をすることもやむを得ない旨が記載されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険施設等に対する指導監督の延期等の対応について

(令 2.3.10 事務連絡 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室)

○新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について

(令 2.3.10 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保険課)



事 務 連 絡
令和2年3月10日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

介護保険施設等に対する指導監督の延期等の対応について

介護保険制度の適正な事業運営につきましては、日頃より格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各自治体におかれましては、介護サービス事業者に対し、3月中に実地指導及び集団指導を予定されているところもあるかと存じますが、このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、法人の状況等も踏まえ、延期等の対応を検討していただきますよう、お願いします。

また、都道府県におかれましては、管内の市町村へ周知いただきますよう併せてお願いいたします。



事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 10 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
老 人 保 健 課

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険団体連合会による令和 2 年 4 月支払分（令和 2 年 3 月審査分）の介護報酬等の審査については、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、介護給付費等審査委員会の開催が困難な場合には、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 164 条の規定にかかわらず、必要に応じて委員の定数の半数に満たない出席により審査決定をすることや、審査委員会会長の一任により審査決定をすることもやむを得ないものと解することとしたので、貴管内関係者に対する周知等に遺漏なきようお願いいたします。